

シニア産業カウンセラー試験「受験資格移行」の取扱いについて

シニア産業カウンセラー資格を目指される方へ

一般社団法人日本産業カウンセラー協会
試験部

現シニア産業カウンセラー試験(以下、現シニア試験)は 2018 年度まで実施して終了し、
新シニア産業カウンセラー試験(以下、新シニア試験)は 2017 年度に開始します。

講座および試験の移行スケジュール

年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
現シニア講座	開講	開講	開講	開講			
現シニア試験	終了	実施	実施	実施	実施 *1	実施 *1	
新シニア育成講座		部分開講	部分開講	部分開講	開講	開講	開講
新シニア試験					実施	実施	実施

(*1 2013 年 3 月末時点で、受験資格を有する方は受験できません)

現シニアコース講座 (以下、現シニア講座) の修了者および受講中の方で、シニア産業
カウンセラー試験の受験を予定されている方は、以下の点にご留意ください。

なお、「修士」の受験資格により受験を目指される方は、4 ページを参照ください。

ご不明な点がございましたら、試験部までお問い合わせください。(TEL:03-3438-4568)
主な疑問点などを 2 ページ目以降の Q&A にまとめました。

1. 【2013 年 3 月末時点で、現シニア試験の受験資格を有する方】 ⇒ 2 ページ参照

2016 年度まで現シニア試験を受験することができます。2017、2018 年度の受験はで
きません。

2016 年度までにシニア産業カウンセラー資格の取得ができない場合は、新シニア育成
講座を 42 時間以上受講することにより、2017 年度からの新シニア試験を受験するこ
とができます。

2. 【2013 年 3 月末時点で、現シニア講座受講中で、現シニア試験の受験資格がない方】

2014 年 3 月末に次の①②のいずれかを選択してください。 ⇒ 3 ページ参照

パターン① 現シニア講座を継続し修了 ⇒ 現シニア試験

現シニア試験を 2018 年度まで受験することができます。

なお、2018 年度までにシニア資格の取得ができない場合は、新シニア育成講座を 42
時間以上受講することにより、2019 年度からの新シニア試験を受験することができ
ます。

パターン② 2014 年度から新シニア育成講座に移行し修了 ⇒ 新シニア試験

2017 年度からの新シニア試験を受験してください。2014 年度以降の現シニア試験は
受験できません。

1. 【2013年3月末時点で、現シニア試験の受験資格を有する方】

Q1：2013年3月末時点で、現シニア試験の受験資格を有しています。現シニア試験は2016年度までしか受験できないとのこと。現シニア試験は2018年まで実施されますが、なぜ2017年度以降は受験できないのでしょうか。

A1：新シニア育成講座の講座内容は、現シニア講座の内容と質的、量的に大きく異なります。そこで「講座と試験の連動性」の考え方にに基づき、現行の試験制度と新しい試験制度の間に、一定の区切りを設けることとしました。

この方針に従い、基本的な考え方としては「現シニア講座→現シニア試験」「新シニア育成講座→新シニア試験」としました。

当初、現シニア試験は2016年度の実施をもって終了することとなっておりましたが、2012年度の産業カウンセラー試験の合格者(2013年3月合格)にとっては、現シニア試験の受験機会が2016年度のみとなることから、直近の産業カウンセラー資格取得者への配慮として、現シニア試験の実施を2年延長することとしました。

(2013年5月の理事会にて決定)

2013年3月末で受験資格を有する方については、2016年度までに複数回の受験機会があることから、受験できる年度を2016年度までとしました。

Q2：試験免除（一部合格）について教えてください。

A2：2014年度までの試験については、現行どおり、一部合格の有効年度は2年間となります。2015年度の試験において一部合格となった場合は、その有効年度は2016年度のみとなります。

2016年度の試験結果において、一部合格の試験制度はありません。試験結果は、「合格」または「不合格」のみとなります。

シニア試験の受験年度と一部合格の有効年度は下記の表で確認してください。

シニア試験受験年度と一部合格有効年度

シニア試験受験年度	一部合格の試験結果	一部合格有効年度
2012年度	あり	2014年度
2013年度	あり	2015年度
2014年度	あり	2016年度
2015年度	あり *注1	2016年度*2017年度の現シニア試験は受験不可
2016年度	なし	—

*注1 一部合格の有効年度は2016年度のみとなります

Q3：特例措置として、新シニア育成講座を42時間以上受講とありますが、指定科目などはあるのですか。

A3：今のところ、指定科目や必須科目を設ける予定はありません。ご自身で選択して受講して下さい。なお、新シニア育成講座開講準備委員会では、領域Ⅱ、領域Ⅲの科目の受講を推奨しています。会報12月号21ページを参照ください。

【2013年3月末時点で現シニア講座受講中で現シニア試験の受験資格がない方】

Q4：現シニア講座受講中の者です。2014年3月末時点で、いずれかのパターンを選択するということですが、届出は必要ですか。

A4：届出の必要はありません。

ただし、選択したパターンによって、現シニア試験と新シニア試験の受験可能な年度が異なりますので、注意してください。

2014年度～2016年度の間現シニア試験を受験すると、2018年度まで現シニア試験を受験することとなります。2017年度と2018年度の新シニア試験は受験できません。

Q5：パターン①を選択しました。2018年度に現シニア試験を受けて、一部合格となった場合、その取扱いはどうなりますか。

A5：2018年度の試験結果において、一部合格の試験制度はありません。試験結果は、「合格」または「不合格」のみとなります。

2016年度までの試験については、現行どおり、一部合格の有効年度は2年間となります。2017年度の試験において、一部合格となった場合は、その有効年度は2018年度のみとなります。

シニア試験の受験年度と一部合格の有効年度は下記の表で確認してください。

シニア試験受験年度と一部合格有効年度

シニア試験受験年度	試験免除（一部合格）	一部合格有効年度
2014年度	あり	2016年度
2015年度	あり	2017年度
2016年度	あり	2018年度
2017年度	あり	2018年度
2018年度	なし	—

Q6：2013年4月以降に、現シニア試験の受験資格を得て2013年度のシニア試験を受験しました。試験結果において一部合格となった場合はどのようになりますか。

A6：パターン①を選択した場合は、2018年度まで現シニア試験を受験することとなりますので、2014年度と2015年度の試験においては一部合格での受験ができます。なお、一部合格の有効期間内（2015年度の試験）までに資格が取得できない場合は、2016年度～2018年度まで現シニア試験を受験してください。

パターン②を選択した場合、2014年度以降の現シニア試験は受験できません。新シニア育成講座を42時間以上受講し、2017年度からの新シニア試験を受験してください。

【「修士」による受験資格でシニア産業カウンセラー試験の受験を目指される方】

現シニア試験と新シニア試験の受験可能時期は、2013年3月末時点での現シニア試験の受験資格の有無により、下記の1) または2) に区分します。

- 1) 2013年3月末時点で、現シニア試験の受験資格を有する方は、2016年度まで現シニア試験を受験。
- 2) 2013年4月以降に受験資格を有する方は、いずれかのパターンを選択する。
パターン①：2018年度まで現シニア試験を受験
パターン②：2017年度から新シニア試験を受験

なお、新シニア試験の受験資格は現在検討中です。

Q7：上記説明のうち、2013年3月末時点で現シニア試験の受験資格を有するとは、どういうことですか。

A7：2013年3月末時点で、現行の試験規程の「修士」の受験資格に該当する方をいいます。2009年4月以降2013年3月末までに、現シニア試験の受験歴がある方および受験資格判定の申請で「受験資格有」となった方が該当します。

また、受験歴のない方、受験資格判定の申請がない方でも、2013年3月末までに大学院を修了し、2013年4月以降に受験資格が認められた場合には、2013年3月末時点で、現シニア試験の受験資格を有する者（上記 1)）となります。

Q8：一部合格の取扱いはどのようになりますか。

A8：2013年3月末時点での受験資格「有」の場合は、2ページQ2及びA2を参照ください。

2013年3月末時点で受験資格「無」の場合で、パターン①を選択した場合は、3ページのQ5及びA5を参照ください。